

平成22年第1回

三重県議会定例会会議録

(3 月 8 日)
(第 8 号)

平成22年第1回

三重県議会定例会会議録

第8号

○平成22年3月8日（月曜日）

議事日程（第8号）

平成22年3月8日（月）午前10時開議

- 第1 議案第2号から議案第71号まで並びに議提議案第1号
〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 議案第2号から議案第71号まで並びに議提議案第1号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	長	田	隆	尚
2	番	津	村		衛
3	番	森	野	真	治
4	番	水	谷	正	美
5	番	杉	本	熊	野
6	番	村	林		聡
7	番	小	林	正	人
8	番	奥	野	英	介
9	番	中	川	康	洋
10	番	今	井	智	広
11	番	藤	田	宜	三

12	番	後藤	健一
13	番	辻	三千宣
14	番	笹井	健司
15	番	中村	勝
16	番	稲垣	昭義
17	番	北川	裕之
18	番	服部	富男子
19	番	末松	則子
20	番	中嶋	年規
21	番	竹上	真人
22	番	青木	謙順
23	番	中森	博文
24	番	真弓	俊郎
25	番	真館	直人
26	番	日沖	正信
27	番	前田	剛志
28	番	藤田	泰樹
29	番	田中	博
30	番	大野	秀郎
31	番	前野	和美
32	番	水谷	隆
33	番	野田	勇喜雄
34	番	岩田	隆嘉
35	番	貝増	吉郎
36	番	山本	勝
37	番	森本	繁史
38	番	吉川	実
39	番	舟橋	裕幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	西 塚	宗 郎
44	番	萩 野	虔 一
45	番	永 田	正 巳
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	萩 原	量 吉
50	番	藤 田	正 美
(51)	番	欠	員)
(52)	番	欠	員)
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大 森	秀 俊
書 記 (事務局次長)	高 沖	秀 宣
書 記 (議事課長)	青 木	正 晴
書 記 (企画法務課長)	永 田	慎 吾
書 記 (議事課副課長)	米 田	昌 司
書 記 (議事課主幹)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課主査)	竹之内	伸 幸

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	野 呂	昭 彦
副 知 事	安 田	敏 春
副 知 事	江 畑	賢 治
政 策 部 長	小 林	清 人

総務部長	植田 隆
防災危機管理部長	東地 隆司
生活・文化部長	安田 正
健康福祉部長	堀木 稔生
環境森林部長	渡邊 信一郎
農水商工部長	真伏 秀樹
県土整備部長	北川 貴志
政策部理事	山口 和夫
政策部東紀州対策局長	小林 潔
政策部理事	藤本 和弘
健康福祉部理事	浜中 洋行
健康福祉部こども局長	太田 栄子
環境森林部理事	岡本 道和
農水商工部理事	林 敏一
農水商工部観光局長	辰己 清和
県土整備部理事	長野 守
企業庁長	高杉 晴文
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山本 浩和
政策部副部長兼総括室長	竹内 望
総務部副部長兼総括室長	北岡 寛之
総務部総括室長	中川 弘巳
防災危機管理部副部長兼総括室長	細野 浩
生活・文化部副部長兼総括室長	橋爪 彰男
健康福祉部副部長兼総括室長	亀井 秀樹
環境森林部副部長兼総括室長	水谷 一秀
農水商工部副部長兼総括室長	加藤 敦央
県土整備部副部長兼総括室長	廣田 実

企業庁総括室長	小 林 源太郎
病院事業庁総括室長	稲 垣 司
教育委員会委員長	牛 場 まり子
教 育 長	向 井 正 治
教育委員会事務局副教育長兼総括室長	山 口 千代己
公安委員会委員	谷 川 憲 三
警 察 本 部 長	河 合 潔
警察本部警務部総務課長	枡 木 新 一
代表監査委員	植 田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智 雄
人事委員会委員長	飯 田 俊 司
人事委員会事務局長	梶 田 郁 郎
選挙管理委員会委員	沓 掛 和 男
労働委員会事務局長	小 西 正 史

午前10時0分開議

開 議

○議長（三谷哲央） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（三谷哲央） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

今期定例会の開会日までに受理いたしました請願3件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受付状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

次に、例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

請 願 文 書 表

（新 規 分）

健康福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定 例 会
請 65	<p>（件 名） 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書 について</p> <p>（要 旨） 歯や口腔の機能が全身の健康、介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究等で実証され、また、その結果として医療費を抑制する効果があることが「8020推進財団」等の調査・研究で実証されている。</p> <p>しかしながら、公的医療費の抑制により患者の自己負担が増大し、保険で歯科診療を受けにくくなっている。平成16年「国民生活基礎調査」によると、「歯が痛い」が75万2千人、「歯ぐきははれ・出血」が47万6千人、「かみにくい」が21万8千人と歯科疾患の自覚症状がある国民は144万6千人いるのに、治療を受けているのは95万9千人で、約3割が通院を控えている。国民は患者負担を減らしてほしいと切望している。</p> <p>また、実質的に医療内容を左右する診療報酬は過去3回続けて引き下げられ、保険でより良く噛める入れ歯をつくることや、歯周病の治療・管理をしっかりと行うことが難しくなっている。その</p>	<p>津市観音寺町429-13 三重県保険医協会 会長 真鈴川 寛 外7名</p> <p>（紹介議員） 萩 原 量 吉 真 弓 俊 郎</p>	22年1回

	<p>上、歯科では、金属床の入れ歯、セラミックを用いたメタルポンドなどは普通に行われているが、過去30年にわたり新しい治療法が保険に取り入れられていないため、「保険の利く範囲を広げてほしい」という声が、患者・国民の一番の願いとなっている。</p> <p>以上の点から、医療費の総枠を拡大し、患者負担を増大させることなく、保険でより良い歯科医療を確保するため、下記の事項の実現を地方自治法第99条に基づき、国及び政府に求める意見書を採択されることを請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 患者の窓口負担を軽減すること。 2 良質な歯科医療ができるよう診療報酬を改善すること。 3 安全で普及している歯科技術を保険が利くようにすること。 		
--	---	--	--

県土整備企業常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 66	<p>(件名) 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センターの放流水による黒のり養殖に対する影響についての迅速な対応及び振興策を求めることについて</p> <p>(要旨) 平成8年より北勢沿岸流域下水道（南部処理区）の一部供用が始まり、年々計画的に供用範囲が拡大され、第2期事業も工事に着手されようとしているところである。供用当時より、放流水による黒のり養殖への影響について危惧したところであるが、平成16年より南部浄化センターの放流水による影響と思われる被害を受け、当該センターに近い長太・下箕田地区では、種付けをすると、芽落ちが目立つようになった。</p> <p>平成17年には、県当局へその原因究明の調査を要請し、その後、県当局は放流水による黒のり養殖への被害が存在することを認め、平成19年より調査が開始されたところであるが、この間、幾度となく県当局と話し合いの場をもったにもかかわらず</p>	<p>鈴鹿市白子1丁目6281番地の2 鈴鹿市漁業協同組合 代表理事組合長 黒田 耕一郎</p> <p>(紹介議員) 末 松 則 子 田 中 博 藤 田 宜 三 小 林 正 人 今 井 智 広 真 弓 俊 郎 藤 田 正 美</p>	22年1回

	<p>らず未だ納得いく調査結果の説明が出されていない。</p> <p>当地区において黒のり養殖は最も重要な業種であるが、現在においては、実質、黒のり養殖を廃業せざるを得ない状況であり、死活問題となっている。時が経つにつれ、さらに深刻になることは明白であり、まさに一刻の猶予もない。</p> <p>ついては、以上のような実情を十分理解いただき、当該漁業者の生活安定のため、下記の事項について迅速な対応を県当局に実現していただきたく請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 現在行われている北勢沿岸流域下水道南部浄化センターの放流水による黒のり養殖への影響調査の早急な対応</p> <p>2 今後の黒のり生産額減少に対する生活安定のための支援及び漁業振興策</p>		
<p>請 67</p>	<p>(件名) 鉄鋼需要の喚起及び鋼材の安定供給につながる政策の実現を求めることについて</p> <p>(要旨) 一昨年秋のリーマンショックを引き金とした金融危機及び世界同時不況の影響を受け、日本の経済活動は大きく落ち込んでしまった。当会員への影響も大きく、各社全力を尽くして対応しているが、一企業の努力だけではもう限界と思えるほど、環境が悪化している。</p> <p>現在、三重県では、民間設備投資の大幅な減少や凍結、各種公共工事の見直しにより、一挙に鉄鋼の需要が激減した。景気刺激策のエコ減税等も限定的で、内需を主体とした我々鉄鋼販売特約店にはほとんど効果は出ていない。現在、大半の会員において売上が前年比5割程度まで落ち込むなど悪化の一途を辿っており、この状況が長引くと大半の会員は極めて困難な事態に追い込まれ、会社の存続問題に発展し、人員整理に手を付けざるを得ないとの声も上がっている。</p> <p>当業界では、建設不況のあおりを受け、昨年9月から年末にかけて、より深刻な建設用鋼材の需要不振に陥っている。建設用鋼材の国内需要は戦後最悪の水準と言っても過言ではなく、建築業も土木業も仕事が激減する状況になってきている。</p> <p>ついては、このような経済の実態を敏感に読み取っていただき、鉄鋼需要の喚起及び鋼材の安定</p>	<p>四日市市東新町5-19 三重県鉄鋼特約店組合 理事長 須藤 清昭 (紹介議員) 中 嶋 年 規 今 井 智 広 真 弓 俊 郎 末 松 則 子 藤 田 正 美</p>	<p>22年1回</p>

	<p>供給につながるよう、下記1及び2については国に意見書を提出いただき、3から5までについては県の取組を実現していただきたく請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 地方交通網の渋滞解消、水害及び津波被害の防止、公共建物の耐震補強、橋梁の補強及び建替えの促進等を目的とする工事の実施等による、公共投資を拡大する政策の実現</p> <p>2 公共事業の入札において、よりの確に企業実態を反映できるよう経営事項審査方法の見直し</p> <p>3 公共事業の発注に際して市況の建設資材価格を迅速に反映した積算への見直し</p> <p>4 発注者から県内取扱店への代金を直接支払う制度（代理受領、工事及び材料の分離発注）の実施</p> <p>5 県内取扱店からの資材購入の促進</p>		
--	--	--	--

(継 続 分)

県土整備企業常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請59	<p>(件名) 改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書の提出を求めることについて</p> <p>(要旨) 国籍法の改正は、平成20年6月に「婚姻の有無により子の国籍取得の扱いに差異を設けた現行の国籍法は憲法の平等規定に一部違憲である」との判決が最高裁判所より出されたことにより、改正前の日本国民の父又は母の間に婚姻関係が存在することが日本の国籍を取得する要件を廃した内容となっており、出生後の認知により嫡出子たる身分を取得する要件を緩和したものである。</p> <p>本改正案は、実際には自分の子供ではない子に対して日本人男性が認知をして子供に国籍が与えられる、いわゆる偽装認知の危険性が指摘され、国民の間からも懸念する声が出ていた。</p> <p>実際に平成21年1月から施行された後、偽装認知の不正行為が発覚し、連日新聞報道等で見受けられる事態となっている。</p> <p>偽装認知の発生は、子供たちの未来を損なうた</p>	<p>四日市市鶯の森2丁目13-18-802 日本の未来を考える会 代表 大西 由里子</p> <p>(紹介議員) 竹上 真人 中 嶋 年 規 中 森 博 文 永 田 正 巳</p>	21年2回

	<p>けでなく、我が国の根幹をも揺るがしかねない可能性がある。</p> <p>よって、下記の事項について再改正を含めた厳格な制度運用に万全を期されるよう国に対して意見書を提出されたく請願する。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審査時でのDNA鑑定を導入、申請者や外国人の親の居住実態の把握など制度の本旨を損なわない範囲での制度運用の厳格化 2 虚偽の届出による国籍取得は無効あるいは取り消すことの規定やいわゆる偽装認知のあっせん行為や仲介行為を処罰する規定の制定 3 認知した子供に対する扶養義務の明確化 		
--	---	--	--

質 疑

○議長（三谷哲央） 日程第1、議案第2号から議案第71号まで並びに議提議案第1号を一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。5番 杉本熊野議員。

〔5番 杉本熊野議員登壇・拍手〕

○5番（杉本熊野） おはようございます。津市選出、新政みえの杉本熊野です。どうかよろしくお願ひいたします。

議案第2号、平成22年度三重県一般会計予算におけるボランティア団体、市民活動団体などNPOと行政との協働の推進に関して質問いたします。

2月16日の全員協議会に提出されました県政運営方針では、政策展開に当たって基本となる考え方として、文化力、新しい時代の公、経営品質向上活動という三つの視点が挙げられて、新しい時代の公については、行政だけではなく多様な主体の参画を前提として、公共の役割をとらえ直し、みんなで一緒に公を担っていくことで住みよい地域社会をつくろうとするものであるという考え方を示されました。

確かに、社会的な課題が多様化し、少子・高齢化がさらに加速する現在の社会情勢においては、行政だけで公共サービスを担い続けることには限界があると、私も思います。このような情勢におきまして、NPOと行政とが協働して社会的な課題解決に取り組んでいくことは、極めて有効であり、今後

ますます必要になってくると考えております。

そこで、生活・文化部長にお尋ねをいたします。

平成22年度三重県一般会計予算では、主な事業として、「新しい時代の公」協働推進事業やNPO活動支援推進事業などが上げられていますが、行政とNPOの協働に関して、現状と課題、これからの取組の方向性についてどのようにお考えでしょうか。

よろしくお願ひいたします。

○生活・文化部長（安田 正） 県では、NPOなど多様な主体と役割分担をしながら、ともに公を担っていくという新しい時代の公の考え方のもと、NPOなどとの協働推進に取り組んでおります。

具体的には、平成15年度から、協働を進めるモデル事業として、NPO及び各部局から協働事業提案募集を行いまして、実践を通して協働の理解を促進してまいりました。

この協働事業提案から、子どものこころを受け止める相談電話事業や外国人の生活支援をおこなう通訳事業などが事業化され、現在、社会課題の解決に大変寄与していただいておりますというふうに考えております。

しかし、協働を進める上で、行政側の課題といたしましては、経験や知識の不足から、協働することに職員が不安を感じておること、NPOの側といたしましては、資金面や事務局体制が弱くて、そういうことが協働に関するアンケートから見えてきております。

特に資金面では、現在500ぐらいのNPOがございまして、その2分の1は事業規模が500万円以下ということになっておりまして、そのまた半分が100万円以下の事業収入となっております。

これらの課題を解決するために、本年度は、職員が協働の現場で求められますノウハウを身につけるための実践研修や、協働の推進に関する職員の疑問に対応するための相談窓口を開設いたしております。特に職員からは、協働するパートナー、どういうパートナーがあるんだというような御相談があるようでございます。

また、今回はふるさと雇用再生特別基金を活用いたしまして、本年度からNPOの財政基盤や事務局体制などの組織基盤を整備するためのNPO活動基盤強化事業に取り組んでおります。

来年度は、NPOを支援する中間支援組織を強化いたします。先ほど御提案いただきましたNPO支援機能強化事業というのを緊急雇用創出事業を使って実施を計画しておりますとともに、協働事業提案募集を見直すなど、NPOなどとの協働を円滑に進めるための体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔5番 杉本熊野議員登壇〕

○5番（杉本熊野） 協働のパートナーであるNPOの基盤強化のためのモデル事業、10のNPOを採用していただいたことを今御紹介いただいて、先日の緊急雇用対策特別委員会でもいせコンビネットが参考人として来ていただいて、ひきこもりに悩む若者への自立支援、そういったNPOの支援活動の基盤強化のための事業をしていただいていることについては、本当にいろんな状況をとらえてやっていただいたなと感謝しているところなんですけれども、先ほど触れられましたけれども、アンケートですけれども、私も先日見せていただきました。職員へのアンケートとNPO法人へのアンケートと2種類ありました。

その中で、やはり一番気になったのが、この5年間、業務でNPOと連携協働した経験がありますかという問いに対して、2005年が28.3%であったのに対して、今回2009年は26.7%と減っているという状況があります。この間、第二次戦略の中で新しい時代の公ということで、そのことを進めてこられたわけですけれども、実際にはそういった経験は減っているという実態が今回明らかになったかと思うんです。

その原因、理由については部長としては、今の時点でどうとらえておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○生活・文化部長（安田 正） まず、一番大きな要素といたしましては、こ

の間市町村合併が進みまして、かなり社会的な課題というのが具体的には市町の行政の分野に落ちついておると思います。

そういうことで、今まで中間支援組織を各市町につくっていただくように支援をしてきておりまして、市町のNPOとの協働件数はかなり上がってきておると。その分、県で行います協働事業が相対的に減っておるとするのは事実でございます、そういう経験がだんだん少しくなってきたおるとというのが、職員の意識にもあらわれてきておるのかなというふうにとらえております。

以上でございます。

〔5番 杉本熊野議員登壇〕

○5番（杉本熊野） 私は、確かに市町との部分で県のところが減ってきているのではなかというお答え、それも一つの見方だと思うんですけども、私が気になったのは、やはりNPOとの連携、協働を通じて、不都合や課題、不満に思うことはありませんかということに対して、連携、協働のプロセスにかかる時間的な負担が大きいですとか、それから相手との合意形成が難しかったという、そのあたりの職員の現状といいますか実態が、私は、これから進めていく上で、非常に大きな課題ではないかというふうに思っております。

そのあたりのところについては、どのようにお考えでしょうか。

○生活・文化部長（安田 正） そういうこともございますので、21年度、かなり職員研修をやらせていただきました。これは、県の職員も市町の職員も同時に行いまして、100人ぐらいでございますけど、協働推進をやっていくためのしきり役といいますか、ファシリテーターの養成が大事でございますので、そういう研修を現在努めてきておるということでございまして、こういうファシリテーターを養成しましたので、具体的な実践の場にぜひ入っていただいて、研修の成果を発揮していただくまでのコーディネーターというふうな役割を、男女共同参画・NPO室が今後相互調整をしていければというふうに考えております。

〔5番 杉本熊野議員登壇〕

○5番（杉本熊野） 研修も私は大事だと思うんですけども、私はそういった職員の意識というのは、実際に協働事業を通してこそ培われるものだというふうに思っています。確かに、協働作業というのは時間がかかりますし、それから価値観やら文化というあたりでNPOと行政とは違うものがありますので、非常に合意形成で難しい。けれども、そういうことを通してそのことの意義を学んで、そしてその後に残るもの、私はNPOとの協働で大事なものはその協働作業をしているときだけではなくて、その後に残るネットワーク、そのことがやはりその後の行政の質を変えていく、行政の進め方を変えていく、そのことにつながると思いますので、そういったネットワークができることの実感と言いますか、そういったところを経験する中で、私は職員の意識とかそれからモチベーションというのは変わっていくんだろうと思いますので、研修ももちろんですけども、やはり協働事業がもっと進んでいく、増えていくということが大事だろうというふうに思います。

そのあたり、どういった部局がそういう協働作業をしているのかという数も少し見せていただきましたけれども、すべて調べられてはおりませんでしたけれども、部局によってかなりばらつきもあるかと思えます。そのあたりのところは、なぜなのかというところもしっかりと整理をしていただいて、ぜひ今後の推進に向けて御検討をお願いしたいと思っています。

今回の調査については、今後の連携・協働の仕組みを整備して、新たな仕組みを考える際の参考としていただく、そのための調査であったというふうに伺っております。ぜひアンケート調査の分析をしっかりとお願いしたいと思えます。

私は、このアンケートで、最後に、なるほどと思ったのは、NPOもそれから行政の方も、今後の改善として何が必要かというあたりのところが一致をしていたことです。一番に挙げられたのは、行政とNPOとの相互理解の機会や場の充実が必要である。これは、両者とも第一位に挙げておられます。それから、連携・協働の遂行能力など行政職員の資質向上というのが、2番

目でありました。そのあたりのところをぜひ御検討いただきたいと思ひますし、これとは直接ではありませんけれども、一つ最後に要望させていただきたいことがあります。

こども条例のことなんですけれども、この条例制定に当たっては、ぜひいろんな子どもにかかわるボランティア団体、NPO、本当に様々な多様な主体との連携、協働をして、この条例制定をお願いしたいと思ひています。

申しわけありませんけれども、私の情報収集不足かもしれませんけれども、そういったあたり、制定に向けての仕組みですとかそれから仕掛けが、私のところ、今のところ見えてきていません。これから御提案いただくんだろうと思ひますけれども、条例をつくることが最終目的ではないと思ひます。その連携、協働のそのプロセスこそがやはり、私は子どもの、私は権利とつけさせていただきたいですけれども、こども権利条例の本旨であるというふうにも、一方では見えるかと思ひます。

子どもを取り巻く環境、本当に厳しくなっています。行政だけでは決して解決できません。本当に県民、いろんな形での参加、連携、協働があつてこそその、私は子育て支援だと思ひておりますので、どうかこども条例制定に向けては、NPOとの協働推進、そのあたりの仕掛け、仕組み、ぜひしっかりと、あわせて御検討いただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

○議長(三谷哲央) 20番、中嶋年規議員。

[20番 中嶋年規議員登壇・拍手]

○20番(中嶋年規) 自民みらいの中嶋でございます。

議長のお許しをいただきましたので、議案第32号、志摩病院に指定管理者制度を導入するための条例の改正案であります、三重県病院事業条例の一部を改正する条例案に関しまして質疑をさせていただきたいと思ひます。

先週の金曜日、3月5日に、執行部の方が志摩市そして志摩市議会のほうへ御説明に来ていただいたと伺いました。非公式ではありますがけれども、志摩市、市議会とも、総意として、指定管理者制度導入やむなしと、そうしな

ければ志摩地域の医療が破綻してしまう、県立、県営が望ましいというのは私も同じなのですが、今この期に及んで、このような状態になって、これを改善していくためには、知事が提案されていらっしゃる指定管理者制度の導入ということについての一定の理解が進んだというふうに聞いております。

その指定管理者、これから進めていくとするならば、よりよい指定管理者を募集をかけて、そして選定をしていく、そのためのスタートになる大事な条例でございますので、4点ほど確認をさせていただきたいと思っております。

指定管理者の指定に当たりまして、条例の22条では、志摩病院をどの法人や団体に指定するか、これについて、知事ではなくて病院事業の管理者が行うとなっております。

一方で、平成22年1月27日に示されました県立病院改革に関する基本方針における、これまでの地方公営企業法全部適用の総括のところには、このように書かれております。四つの県立病院は、病院の機能や規模、抱える課題、さらには立地する地域の医療環境がそれぞれ異なっている。4病院一括での全部適用による運営では、現在抱えている課題の解決が実際には困難である。そこで、総合医療センターには独立行政法人化を、志摩病院には指定管理者制度を、一志病院は民間移譲を、こころの医療センターは引き続き全部適用として運営していく改革方針が示されたわけでございます。

今回の条例案では、志摩病院の指定管理者の指定とその後の協定の締結、これは25条になっております。それから年々の業務状況の聴取など、これは27条で規定されています。議会の毎年度の報告といったことについては、病院事業の管理者、将来的にはこころの医療センターの院長が行っていくことになると思われまます。これでは、病院改革を行うこととなった原因でありまます、複数の病院を1人の管理者が管理、運営することの弊害は引き続き残るのではないかなど危惧するところでありまます。

そこで、1点目の確認でございますが、都道府県立病院で公営企業法の全部適用から指定管理者に既に移行している先進事例では、同様に病院事業の

管理者が指定を行い業務状況の聴取などの監視を行っているのか、その事例について確認したいと思います。

2点目は、本来は知事が指定を行って、知事がモニタリング、監視を行っていくべきであると思いますが、将来的にそのような方向で条例を見直す可能性というはあるのかということについて確認したいと思います。

次に、指定管理者の指定、あるいは指定の取り消しに当たっての基準についてお伺いしたいと思います。

今回の条例案の22条指定管理者の指定には、指定に当たっての基準が列挙されております。大きく五つ書かれておりまして、一つ目が、県民の平等な利用を担保することができる。二つ目は、志摩病院の施設などの適正な維持管理を図ることができる。三つ目は、志摩病院の効用を最大限発揮でき、県民サービスの向上を図ることができる。四つ目は、志摩病院の施設等の管理にかかる経費の削減を図るものである。五つ目は、指定管理者が安定した管理を行うだけの人員及び財政的基盤を有しているといった五つでございます。

先進事例であります茨城県立こども病院では、今回の条例案に掲げられております五つの条件に加えて、県民に平等かつ適切な医療を提供することができるという基準を設けております。

また、平成15年11月21日付でございますが、厚生労働省医政局総務課長から各都道府県あての通知がございまして、その通知は、地方自治法に基づく指定管理者制度の活用に関しての留意事項についてという通知なんですが、そこには、指定管理者に病院などの管理を行わせる場合において、条例または協定などにより規定すべき事項を参考として示しております。

そのうち、地域における医療関係者から構成される協議会の設置、議会への諮問など、指定管理者に対して地方公共団体が関与する仕組み、あるいは医療事故の場合の責任の所在について条例または協定などで定めるべきであるというふうな通知がございました。

ただ、今回の条例案では、これらに関する具体的な規定はございません。

そこで、三つ目の確認事項でございますが、適切な医療サービスの提供や

議会や知事が病院経営に関与する仕組み、医療事故の場合の責任の所在などを、条例で今回規定しなかった理由と、どのように今後担保されていく考えなのかというのを確認させていただきたいと思います。

最後、4点目の確認ですけれども、指定管理を取り消す場合の基準というのも、条例の中では定められております。第28条にございまして、ここには、病院事業の管理者は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、中略でございましてけれども、必要があると認める場合は、志摩病院に係る管理の業務全部または一部を自ら行う。要は、指定を取り消した場合は病院事業の管理者自らが志摩病院の管理を行うものとするという規定でございまして、その指定管理を取り消す場合の基準というたら何なのかということが、どうも明確になっておりません。

地方自治法の第244条の2第11項の規定というのを見てみますと、指定管理者による管理を継続することが適当でないときとしか規定されておられません。逐条解説を調べてみましたが、逐条解説でも同じことしか書いてございまして、具体的な取り消しの条件というものが定められておりません。この地方自治法でいうところの、指定管理者による管理を継続することが適当でないときというのは、より具体的な条件、それはどのように定めていくのか、また、この取り消しの条件は指定管理者の募集要項とあわせて知事の諮問機関である選定委員会が検討し策定していったらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

以上4点につきまして、確認をさせていただきたいと思います。お願いいたします。

○知事（野呂昭彦） 私のほうから、4点の御質問の中の2点目の件、すなわち指定管理者に移行していく中で、知事の指導監督といいますか、直接そういったことにかかわっていくべきではないかと、こういう話でございましたが、今まで4病院とも病院事業庁で一括して管理をしまっていました。そういう点からいきますと、条例をお認めいただいた上で、指定管理者制度に移行していくということになりますと、やはり業務を円滑に移行させていくと

いう必要がございます。そういう意味では、病院事業庁長がそういったことについて責任を持って指定管理者に移行させていくということになります。

ただ、これ、移行までの期間として、22年度、23年度、24年度をかけて、24年の4月から今の予定では指定管理者に移行をさせていくということにしておりますけれども、それ以降につきまして、実は今ありましたころの医療センターとか、それから一志病院は民間への移譲が今難しいということから、当面県立、県営でやっていくということになりますと、病院事業庁も含めたその後の組織をどうしていくのか、これについては早急に検討をした上で、その後志摩病院についても、組織の変化によりまして対応が変わってくることはあると、こういうふうと考えておるところであります。

2点目の点だけ、私のほうからお答えします。

○病院事業庁長（南 清） それでは、私のほうから、都道府県立病院で病院事業管理者が指定を行ってその後知事の指定に移った病院があるかという点と、それから指定管理者の選定の点、それから取り消しの基準についてお答えさせていただきます。

現時点におきまして、都道府県の病院事業が、地方公営企業の全部適用で指定管理に入っているところが、知事の指定管理に移行したという実際の事例はございませんけれども、神奈川県におきまして、全部適用で指定管理制度を導入している病院が、この4月から一部適用の知事管理のほうへ移行をするという事例がございます。

それから、選定及び取り消しの基準の話でございますけれども、今回の指定者の指定に当たりまして条例で規定をしました基準は、県が指定管理を指定する場合と同様に、平成15年に策定されました県の指定管理制度に関する取扱要綱に基づいて定めたものでございます。

それから、議会等が病院経営に関する仕組みの件につきましても、この第25条に基づきまして、毎年の第2回定例県議会の9月会議に報告をするということになっておりますので、適切に対応をさせていただきたいと思っております。

それから、御指摘をいただきました医療事故の場合の責任の所在でござい

ますけれども、原則といたしまして、指定管理者が責任を負うというのは、故意、過失など指定管理者の自らの責めに帰すべき事由がある場合などにしていきたいということで、具体的には、指定した事業者と協議の上で協定書に整理をしていくというふうに考えております。

それから、指定管理者の取り消し基準でございますけれども、これは、指定管理者を指定する者が定めるということになっておりますけれども、この取り消しというのは、一方的に契約を指定者のほうから解除をするという結果になりますので、極めて限定的に考える必要があるのかなというふうに思っております。

それで、先ほど議員からもお話がございましたけれども、明らかに契約遵守が不可能または著しく困難になったときというのが大原則になろうかと思いますが、その一例といたしましては、関係法令等に重大な違反をしたとかそういったことが考えられるのではないかというふうに思いますが、そういった社会通念上著しく不相当というふうに判断をされる事実があったときなどに限られるというふうに考えて、具体的には協定書の中へ定めていくというふうに考えております。

以上です。

[20番 中嶋年規議員登壇]

○20番（中嶋年規） 御説明をいただきました。

知事の関与のあり方については、当面は私も病院事業の管理者が指定をされる、そしてモニタリングをされていくというのは、形として特に否定するところではないんですが、それが未来永劫というわけにはいかないと思っておりますので、しかるべきときに、今後の組織のあり方の中で、あわせて今後の指定管理者制度を導入した場合の知事の関与のあり方というのも明らかにしていただきたいということを要望したいと思います。

それから、取り消しの場合の話なんですが、非常に限定的にとらえていらっしゃるというのは、指定管理者制度のいろんな解説本を読んでもそういうふうな書き方がされているんですが、やはり医療水準の低下が著しい場合に

おいては指定を取り消してというふうなぐらいの、安心感を持てるような協定を今後検討していただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

以上で私からの質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（三谷哲央） 9番 中川康洋議員。

〔9番 中川康洋議員登壇・拍手〕

○9番（中川康洋） 議長のお許しをいただきましたので、議案質疑をさせていただきます。今日も朝、娘を保育園に送り届けてから、この議会に登庁させていただきます。

本日は議案第53号、平成21年度三重県一般会計補正予算（第13号）のうち、特に国庫補助事業の事務費の不適切経理に伴う返還金について、この議案の不明な点をただすという意味から質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

今回の不適切経理に伴う返還金1億3300万余りは、国の会計検査院からの指摘に伴う、補助金適正化法第17条の義務違反による取り消しなどにより、国にその事務費を返還するものですが、その内訳は、補助金そのものの返還に加え、この義務違反による加算金、具体的にはこの法律の第19条による年10.95%の加算金を含めての額であると考えますが、そのとおりでよいか、まず伺わせていただきます。

また、加算金がこの1億3300万の中に含まれているのであれば、その額についても御答弁を願いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○総務部長（植田 隆） 会計検査の結果、平成14年度から19年度までに係ります不適切な経理に対しまして、先生が今御指摘されました補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の第19条の規定に基づきまして、年10.95%の割合で計算をいたしました加算金、金額としては4114万6000円と合わせまして国に返還することとしております。

以上でございます。

〔9番 中川康洋議員登壇〕

○9番（中川康洋） ありがとうございます。

今回の国への返還額1億3300万円余りのうち、約3分の1弱に当たる4414万6000円が補助金適正化法の義務違反による加算金であるということを確認させていただきました。

私は、公務員は日ごろから公金を取り扱う高い意識があるから公務員と言えるのだと思います。そのような観点から見た場合、今回の事例はある意味、公務員の事務作業ミスと言えるのではないかというふうにも思います。

そのような中、県は今回この額の返還とともに、事務費執行の適正化のための改善策、(資料を示す)この最終取りまとめ案ですけども、を取りまとめられました。拝見をいたしますと、まずは国の補助制度そのものがあいまいであるから、1の項目においては、国において改正してもらいたい内容が列記をされております。しかし、この国での改正もどれだけ時間がかかるかわからないからということで、2の項目ではそれまでの対策として、県で取り組むべき改善内容、具体的には翌年度納入の防止や補助目的外支払いの防止策などが示されております。

そこで、確認的に伺いますが、この県で取り組むべき改善策が実行された場合、今回国から指摘された不適切な経理処理は今後本県においてなくなるものと考えてよいか、お答えを願いたいと思います。

○総務部長（植田 隆） 平成20年12月に不適切な経理防止のための改善策を検討するために、事務費にかかる経理の適正化検討委員会を設置したところでございます。

その後、検討を進めまして、去る1月20日に事務費執行の適正化のための改善策、最終取りまとめとして、各所属に通知、徹底をしておるところでございます。

このうち、翌年度納入防止のための改善策といたしまして、納期の明確化を掲げております。これまで会計規則上義務づけのなかった納品書を支出書

類に添付することを義務づけ、納品時及び事後チェックの強化を図っております。

また、補助目的外支出防止のための改善策といたしまして、平成21年2月の会計検査実地で確認されました事案をもとに、補助対象かどうかの判断の目安となります個別事例を取りまとめいたしまして、今後の適正な事務執行につなげていくこととしておるところでございます。

さらに、これらの改善事項が実行されているかどうか、事後のチェックを強化するため、出納局によります出納検査でありますとか職員の研修の強化を図ることとしております。

これらの改善策をもとにいたしまして、今後このような事例が発生しないよう、全庁を挙げて適切な会計事務の処理に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔9番 中川康洋議員登壇〕

○9番（中川康洋） ありがとうございます。

過去の問題を反省するというのも大事なんですけど、大事なのは、今後このような事例が改めて発生をしていかないということがより重要であるというふうに思います。

物事は何でもそうですけども、のど元過ぎればというような意識が出るのはこれは人の常であるというふうに思います。支出命令書等に納品書の添付義務がなかったということ、これに関して私は少しびっくりした感があるわけですけども、今総務部長の御答弁のとおり、このような事例が起きないことを願いたいというふうに思います。

3点目に、今回の問題につきましては、国の補助金にかかわる経理に限定した問題であるというふうに思います。しかし、私は今回の問題の温床として、仮に県庁内に予算は使い切る、予算は残さないものなどの意識があれば、今回の補助金にかかわる事務だけではなく、他の事務についても、翌年度納入などの不適切な経理はあるのではないかと思います。1人でございます。

そこで最後に伺いますが、今回の改善策にある県で対応すべき事項の具体的な改善項目、具体的には納品書の添付義務や出納局による検査強化などは、県の他の事務、特に小規模の物品購入、物品納入等の事務などにおいても今後適用されていくものであると考えてよいか、お伺いをいたします。

○会計管理者兼出納局長（山本浩和） 出納局といたしましては、平成21年2月の会計検査院によります実地検査の指摘を踏まえまして、先ほど総務部長が答弁いたしましたように、翌年度、前年度納入を防止すべく、これまで会計規則上義務づけのなかった納品書の添付を義務づけ、平成21年4月からすべての物品購入を対象に実施しているところでございます。

また、平成21年11月の会計検査院の検査結果の講評を踏まえまして、国庫補助事業の事務費の適正な執行に関する説明会を開催するとともに、賃金、旅費につきましては、出納局が行っております事後検査時に、補助目的に沿った支出がなされているのか、抽出ではございますけれども、検査をしているところでございまして、今後とも引き続き会計事務の適正化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔9番 中川康洋議員登壇〕

○9番（中川康洋） ありがとうございます。

今回の内容は国の補助金にかかわる問題だけですが、県では、小規模な物品購入等多岐に渡るものがあると思います。今回のことを契機に、このような問題が起きないようにシステムづくり、既にやっただいているという話がありましたが、それとやはり意識の改革、これをするということが大事であるというふうに思います。

今回は議案質疑ですので、余り一般質問的なこと、自己の主張というのは申し上げるべきではないというふうに思いますが、今回この議案質疑をさせていただくこう思ったきっかけは、1億3300万余りの中に、普通で考えるとこれはすべて国から来た補助金の一部を返すということであると思っておったわけですが、そこに加算金が入っておった、その加算金が10.95%の

率で相当な額になっているのではないかなという疑問が出てまいりました。そして、知事の提案説明、さらに総務部長の議案の聞き取り会等の中で、この1億3300万が加算金も含めというような説明があるのであれば、それはある意味、県民に対して説明をなされたということにもなるわけですが、そのような御説明もなかったということで、改めて、それぞれの委員会等の審議に入る前に、その疑問をただすという意味で議案質疑をさせていただいていただけます。

時間を残しておりますが、私が不明と感じた部分は確認をさせていただきましたので、以上で議案質疑を終わります。大変にありがとうございました。

(拍手)

○議長（三谷哲央） 49番 萩原量吉議員。

[49番 萩原量吉議員登壇・拍手]

○49番（萩原量吉） 来年度の予算編成とかかわってのとりわけ病院の改革という名前の、とりわけ私は四日市にある県立総合医療センターの地方独立行政法人化の問題についてただしたいと思います。

あの県立総合医療センターというのは、県立の塩浜病院が移転をしたわけですね。この塩浜病院というのは、かつては三重大学の附属病院であった。三重大学医学部附属病院であったんだけど、大学の国立への移管ということで、かつては県立大学でしたけれども、そのこととかあって県立で塩浜病院が残った。しかしながら、ここはある意味ではコンビナート地帯の真ただ中であり、公害患者の治療を中心としてという部分も非常に大きな役割を果たした病院でしたし、あるいはまたコンビナート労働者の様々な産業医的役割というような、そういう役割も果たしてきたということで、現地整備かそれとも移転整備か、大問題になったところでしたね。私もそのときに県議会でいろいろと議論もさせていただき、かかわらせてもらいました。

結局のところ、やはり今の現地点では大変だということもあって、泊山の地に移転整備をしたわけでありますけれども、このときに、これは1989年、平成元年でありますけれども、三重県と四日市医師会とで覚書がなされてい

ますね。その覚書、私はあつたはずだということで、盛んに要求しておったんですが、つい最近出してきてくれました。

ここに非常にはっきり書いてあるのは、基本的な事項として、新しい新病院と地域の医療機関については機能分担を明確にしましょう、地域の医療機関は一次医療及び二次医療の一部を受け持つ、病院もありますからね。そういう形でやります。新病院は一次医療は行わず、行わずです。高度特殊医療とか不採算部門を担うものとする。はっきり明確にした病診連携の約束がなされているわけであります。

いわゆる紹介外来、一定の高度な治療が終わった場合には、今度は逆紹介というような格好でそれこそ診療所に戻すと。この病診連携が、随分チームもつくり、何人も人数も入れてやられているというわけであります。

端的に聞いておきますけれども、この覚書にあるような内容、そしてまた、非紹介患者の場合、一次医療でそのまま飛び込んだ場合には、現在初診料2620円が要るわけですが、こういうのは必ず守ります、独立行政法人化になった場合でも。このことを明確にした上できちんと独立行政法人化をするのかどうか、これは確認をしておきたいと思います。

その点だけ、明確に答えてください。

○知事（野呂昭彦） これまで総合医療センターにおいては、地域の医療機関との病診連携、これを非常に大事にしてきたところであり、これまでの経緯についても御紹介のあったようなことでございます。

今回の病院改革で、地方行政独立法人化をしていくということにつきましては、総合医療センターの今後県民に対して機能を果たしていく、その役割をより高度にしていく、そういうきっかけになればなという思いが一つございますから、したがって、がんとか脳卒中とか急性心筋梗塞、こういった高度な医療については引き続き提供していく、一方で、病診連携といった地域の医療機関との連携、これはさらに大事にしていくという、そういう中での機能充実をしていきたいと、これが基本でございます。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

○49番（萩原量吉） 病診連携はきちんと守っていくという約束でありました。

ただ、しかし、これをやろうと思うと、一つはやっぱり採算から言うたら大変なんですよね。一次診療からどんどん患者さんいらっしゃいというふうにして、それこそ大スーパーのような形で何でも来いというふうになったら、一面、三つ四つかかっている診療科のあるところは、患者さんは便利だという部分もありますけれども、しかし、開業医はほんならどうなるのやと、スーパーがどんどできて商店街がつぶれていくというのと同じでは困るわけで、ここはやっぱりきちんと念を押しておきたいと思うのですが、さらに、私は、この独立行政法人化の問題点として、それこそ採算性が優先される経営、このことは、既に自民公明政権のもとでつくられた公立病院改革ガイドライン、ここでもって大変な課題が課せられるわけです。予算、財務、契約、職員定数、人事、そういったような点で、中期目標を、首長が、知事がこれを示す。そして、法人が中期目標を決めて、これを約束させられる。この中期目標には、それこそ今言ったような目標を数値目標にして、法人の役員にはその目標を達成する経営責任が問われるわけです。

さて、このような形でやられた場合に、私はこの「病院の姿」詳細調査という報告書を見て驚いたわけでありますけれども、シミュレーションしたら3年後に黒字になるというような結果が出ていますね。この3年後の黒字という問題ですけれど、これなかなかシミュレーションの細かい内容が出されていない。これはぜひまた今後提出してもらいたいと思うんですが、全国でいち早く独立行政法人化を行った大阪の五つの病院、ここでは、文書料、個室料、分娩料などが値上げになっています。それから、入院日数の短縮が行われています。さらには、手術件数を大幅にアップして効率化を図ろう、こういうことがやられています。

結果として、これは、患者の負担による黒字化以外の何ものでもない。あるいはまた働いている職員の皆さんの給与をカットする、あるいは非公務員化して、それこそ身分を非常に不安定にしてしまう。こういうまさに黒字化ではないか。

その点で、今言ったような事例を私は挙げましたけれども、このことによって、患者の負担にはならない、患者を犠牲にして黒字化をするというようなことはしない。約束していただけますか。

約束しますとだけ答えてください。

○知事（野呂昭彦） 今回の方針、よく読んでいただいておりますのでありますけれども、総合医療センターにつきましても、その医療環境、ニーズ、それから役割、機能、課題、こういったことについても、述べた上で、その上で、一般地方独立行政法人に移行することによって、こういうメリットがあるということもちゃんと見ていただいておりますのでございます。

この病院改革につきましては、今の四日市の総合医療センターについて申し上げますと、先ほども言いましたように、やはりこれからより県民の期待にこたえられるような、そういう機能を充実させていくということであり、そういう意味では、県民から見てもよりよい病院にしていくということで、私も取り組んでおるところでございます。

したがって、私どものそういった方向についても、しかり御理解をいただいておりますと、こう思います。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

○49番（萩原量吉） まさに、全くそれは理解ができませんね。

それで、やっぱり結果としては患者負担になる、職員犠牲になる、私はそのことを厳しく指摘をしておきたいというふうに思うのであります。

時間が十分ないので、具体的な事例をもっともっと挙げたいんですけども、この間も、私はこの病診連携の問題についても、医師会とはこれから調整だといったような、そんな話もあった。大変不安であります。3年間で黒字を出せというようなことになったら、これまたもう一つ職員やあるいは患者に犠牲が及ぶということにならざるを得ないと思うんです。

先日、私、ここでもちょっと申し上げたと思うんですが、米百俵の長岡藩の小林虎三郎のあの国漢学校、これは洋学局とそれから医学局を置いたんだという、長岡赤十字病院の前身になったという、そんな話もさせてもらいま

した。こういうやっぱり、過去の先人の改革に大いに学んでほしいと思うんです。いま一つよく並び称される改革で、米沢藩の上杉鷹山の改革というのがありますね。この上杉鷹山の改革についても、財政が大変窮乏化した、大凶作もあった、そんな中で上杉鷹山は、医者が大変少ない、病気も多い、墮胎や間引きが日常化している、こういう状況の中で、鷹山は官選の官、まさにですね、官僚の官でありますけれども、官選の医師を藩内各地に、宅地を与えて優遇して、そして、何と6000両の、私も今この料金の感覚、わかりませんけれども、6000両の育児資金というのをつくって、30年かけて墮胎、間引きの根絶をやり遂げたというのが歴史にも残っているという、高く評価もされている。

私、この2人の共通点というのは、教育に力を入れる、未来をつくる仕事です、教育は。と同時に暮らしを守る、何よりも基礎として、医療や福祉の重視、このことはきちんとやられた。そして、あわせてこのときに、藩員を犠牲にしない、切り捨てない、この改革をやったというんですね。これはもう立派なものだと思うんです。鷹山は自分の身内のところでの奥女中というのは、随分減らしたそうですけど。自らに節制節約をきちっとやりながら、藩員を犠牲にしなかったという、この点から野呂知事、学ばないと、私は禍根を残すことになりますよ。

しかも、私が許せないのは、この病院改革を文化の名前でやろうとしていると。何が文化やと私は言いたいんですよ。私は、こんなものは文化文明の破壊じゃないかと。競争原理にさらして。私は、そういう意味でも本当に公務員の皆さん、この大変な不況の中で非公務員化される。これからの生活設計、大変な事態に追い込んでいるわけですよ。この点の話もまだ十分ついていない、残るも地獄去るも地獄というような言葉さえ言われてきている実態、私は全く文化のかけらもないではないかと、失礼だけれどもそう言いたいわけですね。

だから、このような病院改革の名によってやろうとしている、民営化やあるいは指定管理者制度や独立行政法人化やといったようなことは今やるべき

ではなくて、それこそ長岡藩の小林虎三郎や、また米沢藩の上杉鷹山のような改革を今本当に学んで、苦しいけれども乗り越えようじゃないかと。鷹山は、「なせばなるなさねばならぬ何事も」と言うていますよね。まさにその努力を県職員一丸となって今やろうじゃないか、県会議員もその点で大いに力をかしてくれ、努力してくれといったようなことをやらないと、こんな自民公明政権が総医療費抑制の中でつくられたガイドラインでしょう。これ、そのまま何で受け取れるんですか。

今民主党政権にかわって、ちょっとだけれども、今や病院の診療報酬も若干引き上げるという事態になってきていますやないか。これを、今、国、県、市でこぞってやろうじゃないか。私はそのことを強く知事に求めたい。このような改革は反省してもらいたい。このことを申し上げて、私の議案質疑とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長（三谷哲央） 16番 稲垣昭義議員。

〔16番 稲垣昭義議員登壇・拍手〕

○16番（稲垣昭義） 新政みえ、四日市選出の稲垣昭義です。

議案第2号、平成22年度三重県一般会計予算の中で、衛星系行政無線交信事業についてお伺いいたします。

先般の津波や台風、ゲリラ豪雨など毎年のように本県は自然災害に襲われるリスクが高く、また近い将来大震災に襲われる可能性が高い本県にとって、いざというときの備えを行うことは重要なことだと考えます。本県の防災通信ネットワークを見てみると、平成17年までに約62億円かけて地上系の防災行政無線ネットワークが構築されました。今回、平成22年度一般会計予算では、衛星系防災行政無線交信事業として約2億3600万円が計上され、県内の15消防本部に次世代可搬型地球局を先行整備するとされており。

まずお伺いしますが、平成17年までに構築された地上系の防災行政無線に加えて、今回の衛星系の次世代可搬型地球局の整備を行うことは、どのような機能、効果を求めているのか、お答えをください。

また、今回の次世代可搬型地球局を整備することによって、いざというときの本県の防災通信ネットワークの構築は完了したと考えてよいのでしょうか。こちらもおわせてお答えをください。

○防災危機管理部長（東地隆司） まず、衛星系と地上系の整備なんですが、これは、衛星系は地震に強いとか、地上系は風水害に強いという、両長所、弱所があるわけです。

その中で、私どもは、自然災害だけではなくて、自然災害全般に対して市町消防本部などの防災関係機関との通信を確保すると、これが県民の生命、財産を守る最大のことだということの中で、衛星系と地上系で相互に補完し合う防災行政無線を構築して運用しております。

それから、もう一つ機能面で、確かに衛星系と地上系を整備すれば、完全ということはありませんけれども、双方がバックアップ機能があるということの中で、これは全国的にもそうですが、最大限の措置を予算の中でとり得るものだと考えております。

以上でございます。

[16番 稲垣昭義議員登壇]

○16番（稲垣昭義） もう1点、そうすると、今のお答えを聞いていますと、地上系、衛星系両方必要だ、これはよくわかります。それぞれの長所もあるということで、15の消防本部に次世代可搬型地球局を整備されるという今回の予算ですけれども、もう1点、二つ目の質問、先ほどの答弁、ちょっと確認なんですけれども、そうすると、これですべての本県の防災通信ネットワークは完璧ではないけれどもほぼ整備されたというふうに考えてよいのでしょうか。

○防災危機管理部長（東地隆司） 今回の再整備に当たっては、市町の災害対策本部が設置される庁舎や消防本部など救出救助機関、あるいは県外の通信や映像情報の交換が必要な機関に配置するなど、必要性、経済性を考えて再配置することと考えております。

その中で、まずは可搬型、これは持ち運びできるんですが、この可搬型を

22年度に整備しまして、既存衛星系が非常に故障が多くなってきています。特に今市町に設置されている衛星系のシステムが故障が多くなってきて、J—ALERTもつないでいるということもございますので、当面は可搬型を、その故障のバックアップ整備として整備したいなど。その後につきましては、23年度以降、当然固定局の本体整備に入りますけれども、それについては、今後市町と関係機関と調整をして取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔16番 稲垣昭義議員登壇〕

○16番（稲垣昭義） そうしますと、当面先行整備ということで、可搬型の地球局を各消防本部に整備をして、その後市町と協議の中で、固定局と今言われたんですけど、また整備をしていく方向だということですが、全体をちょっと把握させていただきたいんですけど、地上系の防災無線ネットワークで約62億円、それから今回の予算が2億3600万円、今後の23年度の見込みということで、本県のいざというときの備えで防災通信のネットワークを構築しなければいけないと、そのことはよく理解できるんですけど、トータルでどのぐらいの予算が要するのかというのを把握させてもらいたいんですけど、今度23年度以降の固定局と今言われましたけれども、整備は大体どの程度を見込んでいるのか、お答えください。

○防災危機管理部長（東地隆司） 22年度の可搬型を含めまして、概算で約30億見込んでおります。

〔16番 稲垣昭義議員登壇〕

○16番（稲垣昭義） ということは、残り約30億弱ぐらいかけながら、整備をいただくということですが、いざというときの備えとして必要なものかどうかということで、ある程度理解はできるんですけども、その辺の全体像も示していただいた上でこういう議論をしていかなければいけないのかなということを感じます。

当然、こういうものに介する費用というのはかなりかかります。以前に政

策防災の常任委員会のときに、県の情報システム関連予算についてはなかなか不明瞭なことも多くて、その辺精査しなければいけないんじゃないかという議論をさせていただいたときに、県にはC I Oを設置いただいて、その後の対策として、少しでも費用を圧縮できるようにあるいは効果が出るようにという対策をとっていただいておりますので、これらについてもしっかりと、C I Oの協力をいただくのかどうかわかりませんが、費用についても精査をしながら、かといって遅れることのないような整備をしなければいけないのかなと思いますので、ぜひお願いをしたいなというふうに思っています。

この際、もう1点、ちょっと確認をさせてもらいたいですけれども、一方、消防の救急無線のデジタル化という話なんですけれども、家庭用のテレビの地デジ対応ということで、皆さんの家庭の中でも来年7月までにしなければいけないというのと同じように、消防の救急無線については、平成28年5月31日までにアナログ方式からデジタル方式に移行しなければいけません。このデジタル化に多額の費用がかかるということが言われておりますが、そのこともあって、平成20年3月の時点で、三重県消防広域化推進計画というのを策定して、それに基づき、平成24年度末を目途に現在の15消防本部体制を8消防本部体制に移行し、将来的な目標としては県内1消防本部体制を目指しての取組が始まっているというふうに聞いております。

今回この県政だよりの3月号を見ていましたら、消防の広域化ということで大きく特集がされておまして、県の大きな課題なんだということを、これを県民の皆さんにも知っていただくという努力をさせていただいておるのだなというのを感じましたが、そこでお伺いをしたいと思いますけれども、この消防救急無線のデジタル化ということで、それにかかる費用について、現段階でどの程度の試算が出ているのかというのをまずお示しをいただきたいと思えます。

それから、この先ほどの消防の広域化についても、現在の進捗状況と課題等についてもあわせてお答えをください。

○防災危機管理部長（東地隆司） 消防デジタルの整備費につきましては、概算で15消防本部がそれぞれ整備したら120億というふうに想定されております。それを県の防災行政無線地上系の鉄塔等の施設を使うとして、約100億に圧縮できると考えております。

それで、県下の15消防本部と県と協議をしまして、県域1本で整備をするということで、今検討が進められておまして、来年度基本設計に入るといふことの段階になっております。その基本設計の中で、100億のさらに圧縮等も検討していくということで考えております。

それから、広域化につきましては、一応24年度までに15消防本部を8ブロック、それから次の段階で4ブロック、最終的には県域ということで、県の計画を策定しておりますけれども、今現在の24年度までの目標でございますけれども、まず8ブロックのうち2ブロック、これは桑名と津の消防ですけれども、それは現状のままということでございます。

残りの6ブロックですけれども、そのうちの伊賀のブロックにつきましては、24年度末までに統合するという方向で協議に入っております。

それから、残りの2消防本部、これにつきましては、一応広域化に向けての具体的な研究に入っております。研究の段階で、進めばそれが協議に入っていくということになろうかと思っております。

それから、残りの3消防本部については、広域化ということもありますけれども、例えば消防の指令台、もろもろの消防組織の課題、それについて勉強に取り組むということになっております。

そういうことも含めながら、今後特に市町長さんの判断とか、あるいは消防本部さんの判断が非常に大きくなりますので、そういったことも踏まえながら、進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

〔16番 稲垣昭義議員登壇〕

○16番（稲垣昭義） ありがとうございます。

消防の広域化については、今お答えをいただいて、結構温度差というかい

ろいろあるのかなと思ひまして、協議に入ったり、研究をしたり、勉強に取り組む、なかなか難しい表現なんですけど、それぞれ温度差があつて、かなり御苦勞もいただいておりますのかなと思ひますが、当然そこで働いておられる方とか、いろいろなものの課題があろうかと思ひます。この議論については、また今日の時間では無理ですので、また改めてさせていただきたいと思ひますが、丁寧にさせていただきたいなというふうにお思ひます。

それから、もう一点、先ほどの予算の関係で、120億を一体で整備したら約100億円と、大体県立博物館1個分ぐらいなのかなというイメージだったんですけども、そのしていくに当たつて、これは市町の負担になると思ひますが、市町は先ほどの広域化の議論の中でも、かなり苦勞をしながら、丁寧にやっていた中で、かなり苦勞をされてやっていたとお思ひます。

そこへ、この財政負担というのもかなり厳しいものがあるかなと思ひます。ですけども、例えばこの費用について、一体化で整備することによって予算を圧縮してできるだけ経費を抑える努力はいただくというのは、県の努力でいただいておりますが、例えば市町に対して、そういった財政的な支援の仕組みというのもこれから考えていく気があるのかどうか、そのあたりを簡単にお答えいただけますか。

○防災危機管理部長（東地隆司） この財源につきましては、45%程度交付税措置が出ます。そうはいつても、65億は市町負担になると思ひますが、そういったことも含めて、圧縮のために県の防災行政無線の地上系をお貸しすると、快くお貸しするというにしておりますし、また、ある意味で県と15消防本部がそういう整備のための協議会をつくっております。そこにも参画をしまして、相当程度根本から技術的支援を含めて、いろいろな支援を行っておりますので、そういったことで御理解をよろしくお願ひいたします。

〔16番 稲垣昭義議員登壇〕

○16番（稲垣昭義） 先ほどの答弁で、確かに45%交付税措置で、県としてもかなう限りの努力はいただいております。ただこれから協議を詰めていく中で、広域化の議論も含めてですけども、県の役割を求

められるところは出てこようかと思えますし、当然市町にしても、財政的に非常に厳しい中で今回進めていかなければいけないというところがありますので、都度、しっかり協議もしていただきながら進めていただきたいというふうに思っています。

今回、防災通信ネットワークの構築と、消防救急無線のデジタル化についてちょっと質問をさせていただいたんですけれども、これらについては、先ほど部長のほうからお示しいただいたように、多額の費用がかかってくるということが言われていますけれども、当然県民の安全・安心を守るために、必要であるなというふうに、一方では考えています。

その中で、どれだけの中身を精査しながらやっていたらいいのか、あるいは、市町にとっても非常に大きな課題ですので、そこをしっかりと協議しながら進めていただくというのが大きな課題だと思っていますので、今日は議案の質疑ですからこの程度にさせていただきますけれども、しっかりとそのあたりまた議論もさせていただきながら、よりよい安全・安心のために、システムを構築いただきたいなというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。(拍手)

○議長（三谷哲央） 以上で、議案第2号から議案第71号まで並びに議提議案第1号に関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（三谷哲央） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号から議案第71号まで並びに議提議案第1号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認めます。

よって、本件はそれぞれの所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

政策総務常任委員会

議案番号	件 名
議提 1	三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例の一部を改正する条例案
2 0	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
3 8	包括外部監査契約について
3 9	全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について
5 1	訴えの提起（和解を含む。）について
5 2	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について

防災農水商工常任委員会

議案番号	件 名
1 9	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
7 1	工事請負契約の変更について

生活文化環境森林常任委員会

議案番号	件 名
2 7	三重県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例案

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件名
32	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案

県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
31	三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
44	工事請負契約について（一般地方道四日市鈴鹿線（鈴鹿橋）橋梁整備（橋梁上部工）工事）
45	工事請負契約について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センターⅣ系水処理・送風機（機械）設備工事）
46	工事請負契約について（宮川流域下水道（宮川処理区）宮川浄化センター1系3池水処理・ブロウ・砂ろ過（機械）設備工事）
47	工事請負契約について（宮川流域下水道（宮川処理区）宮川幹線（第12工区）管渠工事）
49	工事請負契約の変更について（主要地方道紀宝川瀬線地方道路交付金（桐原トンネル（仮称））工事）
50	有料道路の事業変更に同意するについて

教育警察常任委員会

議案番号	件名
28	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
29	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
35	三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案
48	工事請負契約について（鳥羽警察署庁舎棟建築工事）

予算決算常任委員会

議案番号	件名
2	平成22年度三重県一般会計予算
3	平成22年度三重県県債管理特別会計予算
4	平成22年度三重県交通災害共済事業特別会計予算
5	平成22年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
6	平成22年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算
7	平成22年度三重県農業改良資金貸付事業等特別会計予算
8	平成22年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
9	平成22年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
10	平成22年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
11	平成22年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
12	平成22年度三重県港湾整備事業特別会計予算
13	平成22年度三重県流域下水道事業特別会計予算
14	平成22年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算
15	平成22年度三重県水道事業会計予算
16	平成22年度三重県工業用水道事業会計予算
17	平成22年度三重県電気事業会計予算
18	平成22年度三重県病院事業会計予算
21	知事及び副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

2 2	三重県特別会計条例及び三重県債管理基金条例の一部を改正する条例案
2 3	三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
2 4	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
2 5	三重県県税条例の一部を改正する条例案
2 6	三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案
3 0	三重県総合文化センター条例の一部を改正する条例案
3 3	三重県水道供給条例の一部を改正する条例案
3 4	三重県病院事業庁助産師及び看護師修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案
3 6	まつり博記念地域活性化基金条例を廃止する条例案
3 7	三重県農村地域における県税の特例に関する条例を廃止する条例案
4 0	林道関係建設事業に対する市町の負担について
4 1	県営農水産関係建設事業に対する市町の負担について
4 2	土木関係建設事業に対する市町の負担について
4 3	国営御浜土地改良事業に係る償還に対する町の負担の変更について
5 3	平成21年度三重県一般会計補正予算（第13号）
5 4	平成21年度三重県交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
5 5	平成21年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第2号）
5 6	平成21年度三重県農業改良資金貸付事業等特別会計補正予算（第3号）

57	平成21年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)
58	平成21年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)
59	平成21年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)
60	平成21年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第1号)
61	平成21年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)
62	平成21年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)
63	平成21年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第2号)
64	平成21年度三重県水道事業会計補正予算(第4号)
65	平成21年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第4号)
66	平成21年度三重県電気事業会計補正予算(第3号)
67	平成21年度三重県病院事業会計補正予算(第3号)
68	林道関係建設事業に対する市町の負担について
69	県営農水産関係建設事業に対する市町の負担について
70	土木関係建設事業に対する市町の負担について

○議長(三谷哲央) これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長(三谷哲央) 明9日から22日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、明9日から22日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

3月23日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（三谷哲央） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時11分散会